

情 個 審 答 申 第 2 号

平成23年 6月 7日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年6月15日付け環企発第320号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

熊本市公共事業環境配慮指針における文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異
議申立てについて

- | | |
|--------|---|
| 文書等の件名 | <ol style="list-style-type: none">1 熊本市環境行政では、第3種事業 60,000 千円未満は、環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成を省略となっている。環境配慮チェックシートを省略しても良いとする環境に影響を及ぼさない・影響無い・とする根拠・事例・等のわかる資料等2 熊本市公共事業環境配慮指針では、一地域周辺での熊本市事業主・熊本県事業主・民間企業事業主・国事業主・等が競合しての公共工事の環境影響評価の複合拡張競合影響の総合的評価調査説明責任が熊本市事業主にあると思う。熊本市民・住民への環境保全・予防医学的健康被害防止策・等の責務が、当然市政理念に包含されている筈であるから、この熊本市公共事業環境配慮指針の中のどの部分が適用・機能・するのかの文書3 この指針の中で適用しない・機能しない・不存在の場合は、何故・必要ない・適用しなくて良い・機能させないで良い・とする根拠・事例等・のわかる資料等4 熊本市事業主、熊本県事業主、国事業主、民間事業主、等による巨大公共事業が競合して、諸々の公共事業が施行されていて、熊本 |
|--------|---|

駅西地域一帯に車の洪水氾濫を誘導させて、浮遊粒子状物質・微粒子・等を上空に滞留させ、市民在住約 6,000 人等の予防医学的見地からの健康等環境影響調査説明責任に対して、この熊本市公共事業環境配慮指針が機能するのか？機能するとする根拠のわかる法的根拠の資料

[諮問第 5 号]

別 紙

諮問第 5 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、下記の文書のとおり 4 件を開示請求したことに對し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

- 環境配慮チェックシートを省略しても良いとする環境に影響を及ぼさない・影響無い・とする根拠・事例・等のわかる資料等（以下「本件文書Ⅰ」という。）
- 熊本市民・住民への環境保全・予防医学的健康被害防止策・等の責務が、当然市政理念に包含されている筈であるから、この熊本市公共事業環境配慮指針の中のどの部分が適用・機能・するのかの文書（以下「本件文書Ⅱ」という。）
- この指針の中で適用しない・機能しない・不存在の場合は、何故・必要ない・適用しなくて良い・機能させないで良い・とする根拠・事例等・のわかる資料等（以下「本件文書Ⅲ」という。）
- 熊本駅西地域一帯に車の洪水氾濫を誘導させて、浮遊粒子状物質・微粒子・等を上空に滞留させ、市民在住約 6,000 人等の予防医学的見地からの健康等環境影響調査説明責任に対して、この熊本市公共事業環境配慮指針が機能するのか？機能するとする根拠のわかる法的根拠の資料（以下「本件文書Ⅳ」という。）

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰの存否について

熊本県環境政策課等からの研修を何度も受講しながら、長年制定もせず、十数年かけて 環境配慮指針が産声をあげたにも拘らず、環境特性把握シート・事業別環境配慮チェックシートを省略しても良いとの熊本市環境行政理念が、何処からの発想なのか、不可解である。指導機関、熊本県環境行政指針とは格差が大きくて、熊本市環境

行政が、この様なお粗末な理念指針であってよい筈がない。不存在を取り消して、存在、法的根拠の資料提示を行っていただきたい。

(2) 本件文書Ⅱの存否について

熊本市環境配慮指針では、熊本市民の環境を守り健康を守る規定が、不存在とは、責務放棄・不作為であり、血税をはむ熊本市環境行政職員の中に居る筈がない。更に、他の事業者には県条例等の遵守を規定しながら、熊本市職員は、遵守をしなくても良いとの理屈、理念が現存する筈もなく、不存在を取り消して、存在、根拠提示を行っていただきたい。

(3) 本件文書Ⅲの存否について

熊本市長環境行政執行で、市民の健康被害の予防医学的配慮・事前配置・生活環境の保全のための配慮の仕組みづくり・等は、表紙の裏の目的理念として掲げるだけで良いとの、上司の命令に従っているとはとても思えない。熊本市民の福祉向上・健康被害防止策の為のあらゆる事前配慮・熊本市民生活環境保全等に配慮した指針、となっている筈であり、不存在を取り消して、「存在・わかる資料等」を開示・提示していただきたい。

(4) 本件文書Ⅳの存否について

環境業務執行職員の自覚・環境保全への諸法令等への理念認識欠落等に呆れ、「率先して取り組み」、「世界に誇れる環境先進都市を目指す」などは美辞麗句を並べるだけであり、現実の問題点を分析審議して頂き、不存在を取り消し、「存在・根拠証拠」を提示・建議していただきたい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰの存否について

環境配慮指針は、本市が実施するすべての公共事業を対象とすると規定しており、すべての公共事業に環境配慮を行うことが前提となっている。その上で、その対応方法は事業規模によって定めており、6千万円未満の事業・工事については、環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成を省略することとしており、環境配慮を行わないものではない。そのため、環境に影響を及ぼさない・影響無いとする根拠、事例等のわかる資料については存在しない。

(2) 本件文書Ⅱの存否について

環境配慮指針は、公共事業における、温暖化対策や資源の有効利用など環境負荷の低減、自然環境の保全及び歴史的環境、生活環境保全のための配慮の仕組みを規定しているものであり、一地域周辺での熊本市事業主、熊本県、民間企業、国等が競合しての公共工事の総合的評価説明責任、さらに熊本市民・住民への環境保全・予防医学的健康被害防止策等の責務については規定しておらず不存在である。

(3) 本件文書Ⅲの存否について

本件文書Ⅱと同じ理由で、その根拠・事例等については不存在である。

(4) 本件文書Ⅳの存否について

環境配慮指針は、予防医学的見地からの健康等環境影響調査説明責任に対して機能しないため、その法的根拠資料は不存在である。

5 審議会の判断

(1) 本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳについて

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳは、次のとおりである。

ア 本件文書Ⅰは、熊本市環境行政では、第3種事業 60,000 千円未満は、環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成を省略となっている。環境配慮チェックシートを省略しても良いとする環境に影響を及ぼさない・影響無い・とする根拠・事例・等のわかる資料等

イ 本件文書Ⅱは、熊本市公共事業環境配慮指針では、一地域周辺での熊本市事業主・熊本県事業主・民間企業事業主・国事業主・等が競合しての公共工事の環境影響評価の複合拡張競合影響の総合的評価調査説明責任が熊本市事業主にあると思う。熊本市民・住民への環境保全・予防医学的健康被害防止策・等の責務が、当然市政理念に包含されている筈であるから、この熊本市公共事業環境配慮指針の中のどの部分が適用・機能・するのかの文書

ウ 本件文書Ⅲは、この指針の中で適用しない・機能しない・不存在の場合は、何故・必要ない・適用しなくて良い・機能させないで良い・とする根拠・事例等・のわかる資料等

エ 本件文書Ⅳは、熊本市事業主、熊本県事業主、国事業主、民間事業主、等による巨大公共事業が競合して、諸々の公共事業が施行されていて、熊本駅西地域一帯に車の洪水氾濫を誘導させて、浮遊粒子状物質・微粒子・等を上空に滞留させ、市民在住約 6,000 人等の予防医学的見地からの健康等環境影響調査説明責任に対

して、この熊本市公共事業環境配慮指針が機能するのか、機能するとする根拠のわかる法的根拠の資料

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの存否について

本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳが存在しないとする実施機関の説明は前記4のとおりであり、いずれも十分に合理性を認めることができる。これに対し、申立人の主張は、いずれも実施機関が行った事務事業や判断についての不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められず、不存在であることに不合理性も認められない。

よって、本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳはいずれも存在しないと認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	大	江	正 昭
委	員	高	木	絹 子
委	員	馬	場	啓

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 22 年 6 月 15 日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 22 年 6 月 28 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 22 年 7 月 14 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 22 年 12 月 21 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 2 月 16 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 3 月 22 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 5 月 9 日	答申（案）の審議を行った。
平成 23 年 6 月 7 日	答申（案）の審議を行った。